

令和 2 年 7 月 6 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03405

研究課題名(和文) 公務員の所得(年金・雇用)と医療保障

研究課題名(英文) Income Security and Health Care of Public Servant

研究代表者

関 ふい佐子 (SEKI, Fusako)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：30344526

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、公務員の社会保障、とりわけ(1)公務員の年金と雇用の接続、(2)医療保障、(3)非常勤職員の処遇改善について研究した。共済年金の廃止などを行った日本の公務員制度改革の方向性を、民間と比べた公務員の社会保障制度をめぐる課題を検討する形で研究した。2020年の国会では検察庁をめぐる問題などから「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は廃案となったが、短時間労働者に対して国家公務共済の短期給付を適用する改正を含めた「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」は成立した。こうした制度改革の混迷を今後回避するために、制度を支える理念をアメリカと比較する形で探った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は根本的な議論が不十分なまま廃案となった。本法案は、2008年の国家公務員制度改革基本法にも検討課題として盛り込まれた定年延長について、年金の支給開始年齢の引上げに対応して定年を段階的に65歳へ引上げようとしたものである。長年の議論の混迷は、公務員の社会保障制度の設計指針が定まっていなかったことによる。本研究では、公務員の社会保障制度を充実させているアメリカが、現在の制度を構築するまでに辿った歴史的経緯を研究した。そして、公務員の功績を評価し一定年齢になると年金を支給するアメリカと比べて、制度理念が定まっていなかった日本の課題を明らかにし改革の指針を提示した。

研究成果の概要(英文)：This research focused on the social welfare system of the Japanese public servant, especially it researched the (1) connection between public pensions and work, (2) health insurance, and (3) the welfare of part time workers. It researched the legal system of these topics analyzing the issues through a comparison between the United States and Japan. On 2020, the Japanese Diet did not pass the law on public pensions and work, but did pass the law for the part time workers. This research analyzed these law reforms and fundamental issues underlying these reforms.

研究分野：高齢者法、社会保障法

キーワード：社会保障 所得保障 医療 年金 公務員 雇用 アメリカ

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 問題背景

2015年10月、厚生年金の対象を公務員と私学教職員にも拡大する形で、被用者年金を一元化する改革が行われた。2階部分の公的年金は厚生年金に一元化された。さらに、共済年金の3階部分(職域部分)は廃止され、「退職等年金給付(通称、「年金払い退職給付」)」が創設された。制度改革は公務員の働き方に影響を及ぼしうなか、公務員にとって、歴史的に見ても大きな改革が進行している。そもそも公務員の年金制度は、公務員固有の制度として誕生し、民間被用者の年金制度とは区別されながら、公務の特殊性を加味して発展した。本改革は、この公務員の年金制度の性格を根本的に変えたものが問われており、改革の内容を検証する必要がある。

日本の公務員制度改革は、先進諸国の公務員制度改革の動向と方向性が異なるように見受けられた。日本の国家公務員の最終年収に占める退職給付額の割合は、諸外国と比べて極めて低い水準にある。さらに、先進国では(アメリカ、カナダ、イギリス、スウェーデン、オランダ、スイス、オーストラリアなど)、公務員の職域年金を、一元化した年金制度に上乘せする例が多い。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどでは、公務の公平・中立な立場を確保し、公務の特殊性(職務専念義務、私企業からの隔離、信用失墜行為の禁止など)を加味したうえで、年金額が設計されている。諸外国では、公務員は一般的に信用されておらず、汚職などに走らないよう、退職後の所得保障を充実させていると言われている。さらに、例えばアメリカでは、公務員の退職給付は、貴重な能力を持った労働者を誘因し、かつ高齢の労働者が所得不足に陥ることなく引退できるように設けられなければならないと説明されている(神代和欣「公務退職給付の日米比較 公務人材確保・育成の視点から」年金と経済第32巻3号(2013年)1頁)。こうしたなか、共済年金を廃止した日本の公務員改革の方向性を、その後の改革動向も眺みつつ、諸外国と比較しつつ検証する必要がある。

### (2) 国内・国外の研究動向

年金制度の研究では、民間の被用者の年金制度に関する研究が中心を占めており、公務員の年金制度に関する研究は乏しい。とりわけ、経済や経営の観点からの研究はあるものの(上記神代論文ほか、神代和欣「公共部門の人材確保行革・退職給付の削減は公務員の質を低下させないか」試験と研修第14号(2013年)2-9頁、山崎泰彦「共済あれこれ 年金払い退職給付 疑問・批判に答える」共済新報第53巻10号(2012年)2-6頁など)、法学の視点からの研究は少ない。法学の研究は、公務員の1階部分の年金が基礎年金制度に一元化され、3階部分の職域年金が創設された1986(昭和61)年の改革に際して若干見られるものの、その後は下火となっている。これは、医療も含めた社会保障制度全般についても言え、坂本重雄の研究以降(坂本重雄『公務員の社会保障 その法構造と機能』(勁草書房、1983年))、公務員の社会保障制度に関する本格的な研究は行われていなかった。また、日本の公務員制度改革は諸外国と比較しつつ評価すべきところ、この点についても、経済・経営の観点からの研究はあるものの、法学の視点からの比較研究は、ほとんどなかった。

## 2. 研究の目的

本研究は、公務員の社会保障、とりわけ所得(年金と雇用)および医療保障をめぐる現状を分析し、アメリカとの比較研究を行うことで、公務員の社会保障をめぐる課題を本格的に研究することを目的としている。具体的には、1の研究開始当初の背景で述べた課題を受けて、共済年金を廃止するなどした日本の公務員制度改革の方向性を、諸外国のなかでもアメリカと比較しつつ、法学の視点から研究することを目的とした。

## 3. 研究の方法

### (1) 資料の整理・研究

日本の公務員の社会保障をめぐる状況、雇用をめぐる状況については、邦語文献(図書・論文・報告書など)や人事院が保有するデータを分析した。アメリカの公務員の社会保障をめぐる研究状況を把握するためには、現地調査に加えて、オンライン上の各種資料(論文、連邦・各州の資料)を探索・収集・整理し、PDF化した。研究室(横浜国立大学)に事務職員を採用し、大学院生をResearch Assistant(RA)として雇用し、研究室のチームによる共同作業として、こうした作業を進めた。さらに、法改正に向けた作業に携わった人事院の担当者から話を聞くなどして、法改正をめぐる論点を洗い出した。

### (2) アメリカでの現地調査

アメリカの公務員の社会保障をめぐる研究状況と最新の実態を把握するために、アメリカに渡航し、本研究課題に関連した研究や実務を行っている研究者や実務家と意見交換をした。この点、新型コロナウイルスにより渡航が難しくなった最終年度は、オンラインを活用し意見交換をした。アメリカでの現地調査は、日本における文献研究を土台とした。また、公務員であった高齢者の生活の実態を明らかにするために、CCRCといった高齢者関連施設を視察した。

## 4. 研究成果

### (1) 2017(平成29)年度

初年度である2017年度は、第一に、公務員の社会保障制度全般について、法学の視点からの研究状況を整理・分析することに時間を割いた。研究室で雇用した事務職員とRA(大学院生)のサポートを得ながら、公務員の年金・医療制度に関する膨大な図書や文献を検索し、網羅的に集め、整理し、複写やPDF化した。この点、日本の公務員に関する資料およびアメリカの公務員政策に関する連邦・各州の資料を単独で収集・整理・分析するのは難しい。そこで、2017年度はまず、研究費で雇用した事務職員とRA(大学院生)とで、どのように作業を分担するのかを検討し、研究室の作業体制を整えた。理系の研究手法にならない、申請者の指示のもと、研究室のチームによる共同作業として、そのマンパワーを活かして、資料の収集・整理・分析を行なっていく体制を構築することができた。

第二に、公務員の社会保障制度をめぐって、これまでどのような改革がなされてきたのか、改革の歴史について整理を始めた。これにより、本研究をめぐるとの課題の解明に必要な論点の抽出を試みた。とりわけ、被用者年金を一元化した2015年の改革の内容を検証した。第三に、公務員の社会保障制度のなかでも、公務員特有の唯一の年金給付となった退職等年金給付についての研究を進め、公務員固有の年金制度の意義を探る作業に着手した。第四に、アメリカの公務員の社会保障制度について、研究状況を整理した。2017年3月にアメリカのSyracuse大学を訪問した際に、アメリカの高齢者法の研究者であるNina A. Kohn教授と意見交換し、アメリカにおいてどのような研究が蓄積されてきたかを探った。

意見交換は、その後の比較法研究を進めていくうえでの足がかりとなった。とりわけ、退役軍人をめぐる充実した所得保障・医療保障について意見交換した。そのほか、アメリカでは、CCRCやホスピスを見学したところ、現場の実務家からも退役軍人をめぐる保障の充実について聞くことができた。

研究の成果は、高齢者法研究会と東京社会保障法研究会で報告した。

### (2) 2018(平成30)年度

2018年度は、2017年度の研究成果を発展させるとともに、2017年度に引き続き公務員の社会保障に関する文献を収集し、公務員の(1)年金と雇用の接続、(2)医療保障について研究した。第一に、日本とアメリカ(連邦および各州)の公務員政策に関する資料を、事務職員とRAのサポートを得ながら検索・収集し、整理・分析した。アメリカについては、とりわけ退役軍人の所得・医療保障について充実した保障の内容を調べた。

第二に、年金と雇用の接続について、まず、国家公務員の定年年齢を65歳まで引き上げるべく検討されている法改革について検討した。とりわけ、再任用と再就職支援をめぐるとの課題を検証した。次に、長澤運輸事件の最高裁判決(平成30年6月1日)など高齢労働者一般の就労と所得保障の接続をめぐるとの理論的課題を検討し、公務員の再任用と処遇の変更との相違点について考察した。長澤運輸事件との関係で、公務員の再任用にあたって、職種が変わらない場合に俸給を下げることの是非について検討した。

当時、公務員の定年退職年齢をあげるとともに、60歳以降の職員の年収を60歳以前の7割程度に引き下げることが検討されていた。さらに、役職定年制の導入が検討されており、60歳前に管理職であった者については5~6割程度賃金が引き下げられる可能性があった。そこで、高齢者の差別と特別な保障(年金制度など)との関係を考察した。この点、民間の高齢労働者が定年後に再就職した場合に受け取れる高年齢者雇用継続給付が公務員にはないという課題を指摘した。また、高齢の労働者を採用するにあたっては、働く環境を安全性も含めて高齢者に適合するよう整備する必要がある、高齢者を使用する側にも必要経費が生じるといった課題も提起した。さらに、公務員の再任用は短時間を中心となっている現状を分析し、課題解決のための立法政策のあり方を探った。公務員については、権限と予算を背景とした押付け的な再就職の斡旋が行われないよう、国家公務員法が各種の退職管理を定めている。この点、離職後の再就職を一元的に行うために設置された官民人材交流センターは未だ十分に機能しておらず、再就職支援をめぐるとの課題についても検証した。こうしたなか、政府は、2019年1月、国家公務員の定年を60歳から65歳へ段階的に引き上げる国家公務員法などの改正案の通常国会への提出を見送った。本研究では、法改正に向けた作業に携わった人事院の担当者から話を聞くなどして、法改正をめぐるとの論点を洗い出した。

第三に、公務員の医療保障、共済組合の短期給付事業(医療保険)について、終末期医療を一般的に検討した。終末期医療について、アドバンスド・ケア・プランニング(ACP)や専門家チームによる終末期ケアの意義や利点をアメリカの実態を参照しつつ研究した。さらに、病院における認知症高齢者の拘束の問題について、医療・看護従事者の労働環境との関係も考慮しつつ検討した。

研究の成果は、一般的な所得保障と就労の関係を、論文「高齢者の雇用・社会参加・所得保障」に公表した。また、高齢者の差別と特別な保障といった理論的な課題について、高齢者法研究会で報告した。高齢者の終末期医療については、アメリカの動向を比較法学会で報告するとともに論文「アメリカの終末期ケア」で公表した。そして、2018年6月にイスラエルのテルアビブで開催された国際会議「Elder Law and its discontents」にて、高齢者雇用と賃金減額について

問題提起した。さらに、RAを務めた指導する大学院生が、「高齢者の雇用政策 中日公務員の人生100年時代の働き方」というテーマで修士論文を執筆し、修士号を取得した。

### (3) 2019(平成31、令和元)年度

2019年度は、本研究の最終年度であり、2017・2018年度に研究した点を掘り下げ、さらに鳥瞰的な視点にたつて全体の総括をすることを試みた。2018年度までの研究で、所得保障と医療保障の双方において、非常勤職員の処遇改善をめぐる課題が残されていることがわかった。国と地方自治体の双方において、多くの非常勤職員が働いており、その雇用の継続と所得の保障を進めていく必要性を検討した。すなわち、2019年度は、(1)公務員の年金と雇用の接続、(2)医療保障、(3)非常勤職員の処遇改善について研究した。(3)は、本研究により明確化した当初の研究計画にはない論点である。これらの研究を、公務員と民間被用者とを比較しつつ行った。そして、公務員をめぐる課題の解明に必要な論点を抽出しつつ、各論点について理論的な検討を行い、全体を総括することを試みた。例えば、公務員固有の制度の存在意義を探るために、兼業禁止、守秘義務といった公務員特有の規制の制約との関係を考察した。また、規模の大きな被保険者集団である共済組合の短期給付事業(医療保険)について研究することで、医療をめぐる高齢者と若・中年者の配分的正義をめぐる課題について、共済組合特有の事由の存否を検討した。短期給付事業を通じて若・中年者から高齢者への所得の再分配が行われており、短時間労働者にも短期給付が適用されることとなった改正について、社会保障制度全体との関係で、その意義を検討した。

2020年になると、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたが、検察庁をめぐる問題などから廃案となった。本法案は、国家公務員の定年を60歳から段階的に65歳へ引き上げるもので、年金の支給開始年齢に対応しようとするものだった。2008年に制定された国家公務員制度改革基本法においても第10条の3の口で「定年を段階的に65歳に引き上げることに検討すること。」と、65歳までの定年延長が盛り込まれている。国家公務員の定年延長は、党派を超えて長年議論されてきた課題であった。他方で、国などで勤務する短時間労働者に対する国家公務員共済の短期給付(組合員および被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害などに対して行う給付)を適用するという点についての改正を含めた「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)は、今国会で成立し、6月5日公布された。

日本における公務員の老後の所得保障と就労および医療について、2019年度は、こうした法改正に向けた議論を追いかけた。さらに、その検討にあたっては、アメリカの議論と比較しつつ日本の課題を浮き彫りにすることを試みた。(4)で説明するとおり、アメリカでは、公務員が公務に専念するために、充実した年金制度を保障しようとしている。とりわけ、公務員のなかでも軍人をめぐる保障が充実している点が本研究により明らかになった。

以上について、日本での文献研究、アメリカとの比較研究の手法は2017・2018年度と同様である。なお、公務員の社会保障制度全般に関する資料の収集は前年度までに大方行えたため、収集した資料を整理し分析する作業を本年度は主に行った。とりわけ、コンピュータ環境が整ったため、資料のPDF化やHPにアップしていく実態調査の画像の編集作業などを行った。なお、海外の研究者と意見交換しつつ研究を進めたが、新型コロナウイルスとの関係で、3月の渡米は叶わなかった。このため、引き続きRAの協力をえて、アメリカの議論状況についてさらなる文献検索を行った。そして、文献に書かれた内容の是非について、オンライン通話を利用してアメリカの研究者などとさらなる意見交換をした。本年度は研究の最終年度であり、今後新型コロナウイルスをめぐる状況が落ち着いた暁には、こうした研究成果を公表する予定である。

### (4) アメリカの公務員の社会保障

本研究では、日本において公務員の社会保障制度改革が難航する要因を探った。そして、制度改革の指針となる考え方を検討するために、アメリカと比較しつつ、公務員の社会保障制度について根源的に問われている課題を掘り下げて検証した点に本研究の意義がある。そこで、アメリカの公務員の社会保障制度をめぐる研究から明らかになった点を抜き出して簡単にまとめる。

アメリカの連邦公務員の年金制度は1986年の改正で、1983年以前に採用された職員はCSRS(Civil Service Retirement System/公務退職年金制度)それ以降に採用された者は一般的な公的年金制度であるOASDI(Old-Age, Survivors, and Disability Insurance/老齢・遺族・障害保険制度)の対象となった。後者は、そのうえで、CSRSの水準との均衡を図る観点から、上乗せの年金制度であるFERS(Federal Employees Retirement System/連邦職員退職年金制度)と任意加入のTSP(Thrift Saving Plan/積立貯蓄制度)の対象となっている。すなわち、日本と同様に公務員の年金制度は一般的な年金制度に一元化されたものの、公務員特有の上乗せ保障は残される形となった。日本のように民間の被用者と水準をあわせるという改正は行われなかった。また、地方公務員の大多数は州または地方政府が運営する退職年金制度の適用を受けており、年金制度は州によって異なる。とはいえ、団体単位で一般の被用者を対象としたOASDIに任意加入している場合が多い。そして、独自の年金や上乗せ年金については、受給条件の厳格化や加入者拠出額の引上げなどの見直しが行われているものの、確定給付年金という形で老後の

年金額を保障する州が大多数を占めている。確定給付型から確定拠出型へ移行することによる公務員の採用への影響などが検討されてきた。

世界各国で、高齢化への対応および官民の年金制度の共通化を進めるために公務員の年金制度が改革され、民間と比較して給付水準の高かった公務員の年金給付額が削減される傾向にある。とはいえ、年金・恩給の所得代替率をみると、例えば局長級で退職した場合、アメリカ(71.5%)・イギリス(62.1%)・ドイツ(67.5%)・フランス(59.1%)とともに最終所得の6割程度以上となっており、30%の日本と比べて給付水準は高い。なお、公務への信頼性を保つために、各国で再就職に関する各種の制限が設けられている。

なぜ、このように公務員に対する給付がアメリカでは他国と比べても手厚いのか。その理由を探るために、公務員の年金制度の歴史の変遷を探った。アメリカの公的年金制度といえばOASDIが著名であるが、アメリカでも、公的年金制度の始まりは軍人その他の公務員を対象としたものであった。独立宣言を経て合衆国憲法が制定された1789年、連邦政府は独立に向けた戦いの傷病者に年金を支給し、その後遺族にも年金を支給した。そして、南北戦争の退役軍人に対する年金給付により年金制度は拡充した。当時、年金は、その障害の程度によって支給されていた。すなわち、腕を失った、目が見えなくなったといった障害の内容に応じて支給額が変わっていた。しかし、等級が複雑化し、その審査が煩雑になったことに加え、遡って年金を請求できたことから、給付をめぐる争いが絶えず、年金制度は政治的な課題となった。さらに、退役軍人や寡婦の高齢化と貧窮も課題となった。その結果、年金は、年齢により一定額が支給される制度となった。1906年の被扶養者年金法(Dependent Pension Act)により、年金法制においては62歳以上の者は恒久的な障害状態にあると定義された。年金は、個別具体的な障害ではなく年齢という基準で、軍への功績(merit)に対して一般的に支給される制度となっていったのである。高齢の被扶養者や寡婦に対する、アメリカにおける最初の連邦の社会保障制度という要素が強まっていた。1913年、アメリカの年金給付額は、イギリスの3倍以上であった。こうした年金給付に要する費用は軍の経費として計上されていたこともあり、社会保障給付として認識されないことが多かった。とはいえ、19世紀の終わりから、アメリカでは多額の政府による給付、所得の再分配が行われていたといえよう。そして、個別具体的な障害といったニーズではなく、年齢という一般的な要件が、この当時から年金支給の要件となったのである。

#### (5) 日本の公務員の社会保障制度改革に向けて

2020年、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は根本的な議論が不十分なまま廃案となった。本法案は、2008年の国家公務員制度改革基本法にも検討課題として盛り込まれた定年延長について、年金の支給開始年齢の引上げに対応して定年を段階的に65歳へ引上げようとしたものであった。長年の議論の混迷は、公務員の社会保障制度の設計指針が定まっていなかったことによる。本研究では、公務員の社会保障制度を充実させているアメリカが、現在の制度を構築するまでに辿った歴史的経緯を、年金制度に着目して研究した。

アメリカの公務員の年金制度は、建国当初に創設された退役軍人を対象とする年金制度を淵源としている。そして、この制度は、比較的早い段階に、個別具体的な障害ではなく、退役という功績に基づき、一定年齢に達すると年金を保障する制度となった。退役軍人やその家族が高齢化したときに困窮しないように保障する制度となり、その理念が現在の制度にも引き継がれているといえよう。そして、OASDIは、2000年に日本の在職老齢年金制度にあたる所得テスト(Earnings Test)を年金の支給開始年齢以上の者について廃止している。アメリカの年金制度は、所得喪失による退職年金ではなく、一定の年齢に達したことで年金を支給する老齢年金という性格をもつことが明確になった。

公務員の功績を評価し一定年齢になると年金を支給するアメリカと比べて、日本は、公務員に限らず年金制度の理念が定まっていない。年金制度を退職年金と老齢年金のいずれと位置付けるのか、その性格付けが揺れ動いている。このためか、2019年の財政検証を受けて、社会保障審議会年金部会では在職老齢年金制度(高在老)のあり方を見直すべきとの意見が多かったのにもかかわらず、2020年に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」では高在老の改革は盛り込まれなかった。制度改革が政治に左右されないよう、公務員の年金制度の改革を行う前提として、日本では、まずは年金制度の性格付けを明確化すべきであろう。

アメリカの年金制度をめぐっては、世界的にも著名なOASDIの研究が多く、それ以前の制度に関する研究は日本では乏しい。本研究は、年金制度の創設当初からの制度設計や制度の変遷を分析することで、アメリカの公務員制度が、イギリス・フランス・ドイツなどと比べても充実した公務員の年金制度を構築してきた理由の一つを探ることができたといえよう。とはいえ、退役軍人に対する保障と一般の公務員に対する保障がどのように異なるかといった点などは十分に解明できておらず、今後研究すべき課題として残っている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 関ふ佐子	4. 巻 80
2. 論文標題 アメリカの終末期ケア ホスピスケアにみる意思決定支援	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 7-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関ふ佐子	4. 巻 189
2. 論文標題 高齢者の雇用・社会参加・所得保障	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 60-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関ふ佐子	4. 巻 32
2. 論文標題 引退過程世代の特徴と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 社会保障法	6. 最初と最後の頁 185-189
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 関ふ佐子
2. 発表標題 高齢者法の全体像
3. 学会等名 第31回高齢者法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 関ふ佐子
2. 発表標題 高齢者特有の法的保障
3. 学会等名 東京社会保障法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 関ふ佐子
2. 発表標題 高齢者法の特徴
3. 学会等名 第30回高齢者法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 関ふ佐子
2. 発表標題 高齢者特有の法的課題
3. 学会等名 第29回高齢者法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 関ふ佐子
2. 発表標題 Impact of Impression over Reasoning, Comments on prof.Lilach Lurie paper
3. 学会等名 Elder Law and Its Discontents (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 関ふ佐子
2. 発表標題 シンポジウム：高齢者医療・介護と法 アメリカ
3. 学会等名 比較法学会第81回研究大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 関ふ佐子
2. 発表標題 高齢者医療・介護と法 アメリカ
3. 学会等名 第24回高齢者法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 関ふ佐子
2. 発表標題 高齢者法・アメリカ視察報告
3. 学会等名 第23回高齢者法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 関ふ佐子
2. 発表標題 高齢者の経済基盤
3. 学会等名 第18回高齢者法研究会
4. 発表年 2017年



1. 発表者名 関ふ佐子
2. 発表標題 高齢者法の保障内容
3. 学会等名 第19回高齢者法研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 関ふ佐子
2. 発表標題 アメリカにみる終末期医療と介護における高齢者の自己決定支援
3. 学会等名 東京社会保障法研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 関ふ佐子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 1-25、99-126
3. 書名 樋口範雄・関ふ佐子編著『高齢者法』「高齢者法の意義」「高齢者と経済的基盤」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

高齢者法Japan  
<http://elderlawjapan.ynu.ac.jp/>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----